

質 疑 応 答 書

業務名 社会福祉法人広島市社会福祉事業団予備調査業務及び会計監査業務

以下、書類名においては、「社会福祉法人広島市社会福祉事業団」を省略している。

項目	内 容	回 答
1 監査契約書	1 公募情報として掲載している監査契約書に、企画提案書の内容によっては、その企画提案書の内容が追記される可能性がありますか？	1 「会計監査人候補者選定に係る公募型プロポーザルの手続開始について（公告）」の「9 契約の締結、(2)会計監査業務」に記載したとおりです。「監査契約書」の「監査見積日数」、「報酬の額」、「支払の時期」など、空欄となっている事項について企画提案書の内容により記載します。また、契約書に記載することが適切と認められる重要事項が企画提案書の中にあれば、協議のうえ追記します。 なお、企画提案内容については、「監査約款」第16条第1項の規定により、疑義等が生じた場合には企画提案書の内容に基づき双方誠意をもって協議することとなりますので、念のため申し添えます。
2 予備調査業務仕様書	2 予備調査業務仕様書は委託契約書の一部を構成する位置づけとなりますか？	2 「予備調査業務仕様書」は、「委託契約書」及び「委託契約約款」とともに綴込みます。 なお、「委託契約約款」第1条に記載したとおり、仕様書等に従い、この契約を履行しなければなりません。
3 会計監査業務基本仕様書	3 会計監査業務基本仕様書は監査契約書の一部を構成する位置づけとなりますか？	3 「会計監査業務基本仕様書」は、「監査契約書」の一部として綴込みませんが、業務の目的及び業務概要等の重要事項について規定した本プロポーザルの根幹をなすものですので、プロポーザルの応募者は、「会計監査業務基本仕様書」の内容を承諾したうえで応募したものとみなします。
4 説明会	4 企画提案書の提出後に説明会の実施は予定されていますか？	4 企画提案者からの説明会（プレゼンテーション）は、行いません。

（注）この質疑応答書は、公募型プロポーザル説明書の追補とみなす。